

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鉢田市長

## 公表日

令和5年12月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、保育所等に入所する支給認定者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認、入所選考、入所決定、入所承諾 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会</p> <p>申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	保育認定システム、保育料認定システム、個人住民税システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8、94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第13、16、116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条  【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鉾田市総務部総務課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鉾田市福祉事務所子ども家庭課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8、94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第68条	事後	
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第13、16、116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条  【情報提供の根拠】 なし	事後	
平成29年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、保育所等に入所する支給認定者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認、入所選考、入所決定、入所承諾 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、保育所等に入所する支給認定者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認、入所選考、入所決定、入所承諾 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会  申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成29年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育認定システム、保育料認定システム、個人住民税システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー	保育認定システム、保育料認定システム、個人住民税システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
平成29年9月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長 石崎 逸代	子ども家庭課長 鈴木 真理	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長 鈴木 真理	子ども家庭課長	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第13、16、116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条  【情報提供の根拠】 なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第13、16、116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条  【情報提供の根拠】 なし	事前	
令和5年12月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人數	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	